

平成24年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年12月5日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	鈴木和江君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君
健康福祉課長	郡司正幸君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	塚原富太君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君

環境総合推進 課長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	小川一好君	農業委員会 事務局長	小祝邦之君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	益子定徳	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

一般質問

議長（鈴木和江君） 日程第1、一般質問を行います。

益子輝夫君

議長（鈴木和江君） 2番、益子輝夫君の質問を許可いたします。

益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。日本共産党の益子輝夫でございます。

町長初め、町執行部に対してこれから質問するわけですが、昨日の課長の答弁では非常に聞きづらかったという声も私のところに寄せられていますので、ゆっくりでいいですから、はっきりした声で、町民の皆さんにも、テレビを見ている皆さんにも聞き取れるような声で答弁をお願いしたいというふうに思います。町長の声はよく聞こえるんだけどという声が私のところに何人か言われましたので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

今日は、1つは町政懇談会について質問したいと思います。

役場庁舎建設と地域振興計画について、議会の要望に基づいて町民説明会を開いていただきました。16日間、町長、副町長、教育長初め、職員の皆さん本当に大変ご苦労さまでした。雨の日や寒い日に説明会に参加された町民の皆さん、大変ご苦労さまでした。

私が一番感じたことは、町政に対する熱心な考えを持った町民の意見が生に感じられたことです。全部の会場には参加できませんでしたが、16会場のうち13会場に参加させていただきました。当初、小川地区の会場に行くことや他の地区に参加することに少し抵抗もありましたが、議会での町民に説明会を開くべきだと言い出したのは私なので、やっぱり言った以上、私も一人でも多くの町民の考えを生に聞くことが大事だと思い、出席させていただきました。

いろいろと大変勉強になり、ありがとうございました。町長初め、町の執行部に伺いたいのですが、今回の懇談会を行い、何をどう思ったかについて、また今後の町政に何をどう生かしていくか考えがあるならば伺いたいというふうに思います。

第2点目は、馬頭処分場についてです。

町長は、議会での小林盛議員の処分場問題での答弁で、「馬頭最終処分場には放射性物質は持ち込ませない」と言っていたと思うんですが、昨日もそう答えていたんですが、10月31日の小口行政区での町政懇談会で地元住民に対して、100ベクレル以下は認めるようなことを発言したことがありました。最終処分場への放射性物質の入ったものを持ち込むように変わったのか、町長の真意を伺いたいというふうに思います。

3つ目は、自衛隊の問題についてであります。

町長は、自衛隊についてどう考えるかを伺う。

私は、「福祉まつり」に自衛隊が参加したことについて非常に疑問に思っていますし、町民の中にも、なぜ参加したんだろうということで非常に疑問に思っています。そういう中で、「福祉まつり」を行うに当たって実行委員会が開かれたんですが、実行委員会の中でも一度も説明はありませんでした。私も実行委員会に参加しました。

内容を担当者に聞きましたら、被災地の救援活動の写真を展示したかったということなんですけど、それに対しては私は意見ないんですが、自衛隊の本来の姿ではないと思っていますし、それだけじゃなくて、あの福祉まつりの会場でそういう写真の展示や炊き出しのあれも展示されましたけれども、自衛隊募集の大きなのぼりを立てて、風船を配るというようなこ

とをやっていました。非常にこれは問題なんじゃないかなと思います。そういう点で、町長の自衛隊に関する考えを伺いたいというふうに思います。

もう一つ、最後の4番目の質問になるんですが、町の就学援助制度について伺いたいと思います。

他の市町村ではPTA活動や部活動に対して就学援助制度があり、補助金を出している自治体もあると聞いています。現在、町はどんな就学援助制度があり、どんなことをやっているのか、それについて伺いたいというふうに思います。

また、今後どんなことを考えているのかも、あわせて伺いたいというふうに思います。

1回目の質問を終わります。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。答弁をいたしたいと思います。

私は町長に就任して3年が経過しましたが、就任以来、町民参加のまちづくり、協働のまちづくりを公約に掲げ、その実現のために誠心誠意努力しているところであります。

10月と11月の2カ月にわたり開催しました町政懇談会につきましては、庁舎建設基本構想の概要と地域振興計画とバイオマス計画についての説明を町内の16会場において実施をいたしました。開催に当たりまして、各行政区長さんの皆さんには多大なるご協力をいただき、大変感謝申し上げます。また、議員の皆さんにおかれましても、多くの会場にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

町政懇談会では、町に対する要望や質問を初めとしまして町政のかじ取りを任されております私に対しての叱咤激励なども含め、さまざまなご意見をいただいたところであります。ときには町の将来を思っただけの熱い思いや、自分の孫子の代までも見据えたご意見に、私は何度も胸の熱くなるのを禁じ得ませんでした。町から説明申し上げました庁舎建設基本構想の概要や地域振興計画とバイオマス計画について町民の皆さんからいただいたご意見やご要望は、今後、担当部署において調査研究し、取り入れるご意見等につきましては計画に反映させてまいりたいと存じております。

なお、庁舎建設につきましては、議会としても庁舎が被災している状況、庁舎が封鎖して住民サービスに支障を来している状況等をご理解の上、特別委員会において意見を集約し、ご提言をいただけるようお願いしたいと考えております。

また、ご意見やご要望で喫緊の改善を要する内容につきましては速やかに対応させていた

いただきました。時間を要する案件や、今後、関係機関等との調整が必要な事案につきましては、連携を十分に図りながら対応してまいりたいと考えております。

今後とも、町民の皆さんからの将来を見据えてのご提言や当町のまちづくりのためとなるご意見に真摯に耳を傾け、町民の皆さんと合意形成を図りながら町政運営を進めていく所存であります。

次に、2の県営最終処分場に関する放射性物質についてのご質問であります。町政懇談会におきまして質問者から100ベクレルという数字が示され、話題となりましたが、小林議員の質問にもお答えしましたとおり、県、町としても、放射性物質に汚染された産業廃棄物を受け入れる方針はありませんので、この考えは変わったものではありません。

3項目の自衛隊の質問にお答えをいたします。

自衛隊は、被災などの非常事態の発生時に被災地での救援、復興活動等、私ども国民の生活に欠かせない重要な役割を担っているものと考えております。東日本大震災の際も、本町に給水車をいち早く派遣していただきました。また、合併前の旧馬頭町において、当時は日本で最も災害が大きかった林野火災の際も、消火活動を中心に救援作業をしていただき、感謝をしているところであります。

さて、「福祉まつり」には東日本大震災に際しまして現地での救援、復旧活動の写真パネル、非常食、炊き出し施設等を展示し、活動の啓発、PRをされました。なお、「福祉まつり」は参加30団体からなる実行委員会を組織し、10月20日、「みんなが主役、広めよう福祉のまちづくりと支え合いの輪」をテーマに開催されました。天候にも恵まれ、多くの町民が参加し、盛大のうちに終了いたしました。ご協力をいただいた皆様に感謝を申し上げます。

議長（鈴木和江君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

教育長（小川成一君） おはようございます。

私のほうから、益子議員の4つ目の質問についてお答えをさせていただきます。

経済的理由によりまして就学に困難を来している児童・生徒に対する扶助制度として就学援助制度がありますが、この制度には2つありまして、要保護者と準要保護者の2つに区分されて援助が行われております。

要保護者は、生活保護法に規定する世帯の児童・生徒に対して国が援助する制度でありまして、準要保護者は低所得者や一人親世帯などの要保護に準ずる世帯の児童・生徒に対して自治体が援助する制度です。

制度の内容は、要保護者に対する就学援助に関しては国が定める基準により、生活保護費と修学旅行費への援助となっております。また、準要保護者に対する援助は、当町におきましては修学旅行費、学校給食費、学校での災害共済給付にかかる共済掛け金の全額を町費で就学援助費として支給しているところです。

さらに、医療費につきましては、ご承知のとおり中学校終了前まで、こども医療費助成として全員を対象に行っております。

なお、近年の経済情勢をかんがみ、現在援助している項目に加えて、次年度より入学時また進級時に係る学用品費、遠足あるいは宿泊学習等に係る校外活動費の援助が行えるよう、今準備を進めているところです。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） ありがとうございます。

では、1つずつ質問させていただきます。

町政懇談会について、まず質問させていただきます。

私も参加させていただいたので、いろいろと町民の声を聞きましたが、一番多かったのは、説明会、懇談会を開いてくれてよかったという声は多かったですね。ただ、もっと早い時期に開いてもらえばよかったというのが、あの場でも言われていましたし、懇談会が終わった後でも何人かの方から言われました。そういう点ではもっと早い時期に基本構想がまとまる以前に開くべきだったという声を大きく聞きました。もう決まったのだったら行ってもしようがないとか、話してもしょうがないだろうという声を多く聞きました。

そういう点で、先ほど町長が町民参加の協働のまちづくりということを言っておられるのは、やっぱり私が以前議会でも言ってきたように、企画の段階から、大変でもやっぱり町民参加の懇談会を設けて、その上で検討委員会なり何なりを立ち上げるべきではなかったかと思うんですが、その点で町長はいかが考えているでしょうか。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） まず、計画を立てる前に町民説明会を開いたらどうかという話でありますが、ご承知のように、あのよう被災を受けてしまったという緊急性もありましたし、それから、今までずっとああいう場合にはいろんな代表から出てもらい、公募委員から出てもらって、そして検討委員会をつくって、そしてそこで検討をして答申を受け、そして議会

のほうに諮って、そして議会の賛成を得て、そして今までは建設あるいはいろんなことをやってきたわけですね。

それで、町会議員の皆さんは町民を代表して来ているわけですよね。ですから、議会制民主主義でありますから、そういうことで皆さんの意見は町民の意見でもあるということでもありますし、そんなことから、まずはそういうことで検討委員会で検討し、議会の皆さんに相談をかけたということでもあります。まず最初から、どうですか、建てますか、建てませんかでは、前へ話は進まないんじゃないでしょうかね。緊急の場合ですから、被災を受けたああいうことでもありますからね。

そういう意味で、私は、あるいは町民の声を聞くという点については、若干まずかった点もあるかもしれませんが、議会もやはりそれなりに町民の声を聞く、議会の皆さん自身もそういうことも必要じゃないかなと、そう思いますし、今度の町政懇談会も、皆さんから町政懇談会やってくださいよという、こういうことで私どもやりました。それは全くそのとおりで私どもはやりましたけれども、議員の皆さんも、全部の議員の皆さんが各場所に私は参加してくれるのかなと、こう思っておりましたが、出席したのは、益子さんは大体のところへ出席しました。皆さんもやはりそういうことを言うならば、皆さん自身も積極的にそういう町政懇談会に出席したらいかがでしょうか。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） 町長の言うことは私はもっともだと思うんですが、私の質問には答えていないんじゃないかなと思います。町民参加というのは、やっぱり形じゃなくて、町民の意見を聞くということだと思うんですよね。

いい例を 1 つ挙げたいと思うんですが、町政懇談会が行われる当日、有線テレビで呼びかけましたよね、きょうはどこどこでやりますから、どここの地区の方は参加してくださいと。それで私、町民の方から言われたんですが、きょうはどここの地区でやるというんだけれども、うちのほうの地区でやる場合は私出られないんで、その地区へ行きたいんだけれどもどうだんべということ。私は大丈夫ですよ、出席できますよと言ったんですね。しかし、有線テレビのアナウンスを聞いていると、その地区の人だけしか行けないように聞こえるという方が何人かに私も言われました。それで、副町長にもそれを言ったし、それとあと企画財政課長にも言ったんですけれども、副町長はすぐ、わかった、じゃ、あしたからということだったんですが、変わらないんで、企画財政課長に次の日、富山で言ったんですが、「そ

れはっ」て言って、何か実行しないんですね。やっぱり一人でも多くの町民の意見を聞くという姿勢があるならば、そういう呼びかけ方も変わると思うんですよ。何々地区できょうやりますけれども、それ以外の地区の方も参加できますよと一言どうして言うことができないのか。せっかく町長が町民参加の町政をと言っているながら、そういうことが町職員の末端まで行き届いていないという証拠だと私は思うんですね。議会の議員である私が提言しても、全然それを聞き入れてすぐ実行しないと。これはやっぱり問題だと思うんですよ。

だから、検討委員会の中で十分審議されたと言っていますが、内容は庁舎内の検討委員会で検討されたのが通ったというだけだと思うんですよ。消防の問題もしかし。現場の意見を聞いているかといったら、本当に聞いていないんですよ。私も消防の人たちとその後話していますけれども、全然吸い上げていないんです。それでいて、町民の声を聞いている姿勢をとっているけれども、形だけではないかなというふうに私は思います。

まだまだ消防に関しては納得いかない面もあるんですが、議会ではそういう方向が決まったんで、一応おさめてはおきたいと思いますが、本当に町民の声を聞くというなら、やっぱりその姿勢が違おうと思うんですね。少しずつは変わってきているようです。要望があれば現地へ職員の方が飛ぶとかね、そういう点では町民の評判もよくなってきています。ああ、役場の職員来てくれたよって。そういう点で、やっぱりこちらもそれなりに考えて、一人でも多くの町民の意見を聞こうと思って提案をし、言っているわけですから、それはやっぱり聞き入れてすぐ実行していただくと。やっぱりいいことは、だれが言っても実行してもらおうと。そういう姿勢がないと、町民の意見を聞いたふりして聞いていないということになっちゃうと思うんです。

本当に今、勤めとの関係で職場も大変で、残業や何かで行きたいけど行けないという人はたくさんいるんですよ。そういうことを考えた場合、やっぱり町民の立場に立って町政を運営する立場の人たち、町長初め執行部の人たちはそういうことをよく考えておいてやっていかないと、言葉ではいいこと言っているんですけども、実際はそうじゃないんじゃないかと。

あの懇談会でもいろんな不信の意見が出たと思うんです。本当にそういうことを参考にし、町政に当たっていただきたい。その点で再度町長に伺って、この質問を終わりたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 私は、益子さんが言われるように町民軽視は全然していません。町民の意見を聞きたいから町政懇談会を開いたんで、そういう意味では、ちょっと益子さん誤

解をしているのかなと、そう思います。私は、誠心誠意聞いたつもりでございます。

ほかの要望については、要望としてこれからの町政に生かしていきたいと思っています。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） ちょっと漏れたんですが、今、最後のあれで、今後、具体的に生かしていきたいというようなこと。町民の建設的な意見もあったと思うんですが、それは町長として生かしていきたいというような具体的なことがありましたら、述べていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） ですから、これからは、これからというよりも、今までも私はそうだと思っておりましたけれども、町民の意見を聞くようにしてまいりたいと、そう思っております。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） この問題をやっているのと切りがなくなりますんで、最後に私の要望として、私、福島県の埴町へ行ったことあるんですが、ここに佐藤町長さんという人がいるんですが、この人おもしろいことをやっているんですね。町長がみずから町民に会うと。毎日でも、時間が都合がつく限り会うから、前もって連絡してくれと。そういうことをやっている町長もいます。ぜひそういうことを参考にしていきたいというふうに思います。

それでは、産廃処分場について質問いたします。

なぜ私が産廃処分場、町長は入れないということで一安心ということなんです、低レベルでも結局いろいろな問題があるということが、ことしの11月9日の下野新聞にもアメリカの研究成果が出ているんですね。11万人を追跡調査ということで、低線量被曝でも白血病ということですが、これは実際は骨髄白血病だと思うんですが、この調査を事故発生1986年から1990年までに、主に積算で200ミリシーベルト未満の比較的低線量被曝だった人を対象にしたうち、約8割は100ミリシーベルト未満だったとあります。それで137人が白血病になり、うち79人が慢性リンパ性白血病だったということなんです。統計的理由で、事前に20人を除き117人についてのほか、発症原因を除外する分析を行ったその結果、約16%に当たる19人が被曝の影響で白血病を発症したと結論づけたということになっています。ということで、100ミリシーベルト以下でも大変な問題になっているということなんです。これ

はアメリカの研究機関が発表していることです。

いろいろその他書かれているんですが、そのほかにも福島県の被爆地の県議団が7月9日から18日の日程でヨーロッパを訪問したんですよ、17名の県議団なんですが、原発事故対策放射能廃棄物処理再生エネルギーに関しての県執行部への行政提案に資する目的としてということで、最初の5日間はウクライナとベラルーシであったというんですが、ここで今やっぱり同じようなことが発見されたというんですね。チェルノブイリの30キロメートル以内でのことなんですが、今でも7,000人近くが働いているんだそうですが、人口が、事故が起きた当時は1,000人いたのが、今200人しかいないというんですが、特に子供さんの、下野とはまた違っているというんですが、白血病は少なくなっているんですけども、骨髄性白血病がふえているというんですよ。減らないというんですよ。だから、そういう点で、チェルノブイリから26年たってもそういう影響が出ているということで、決して低線量だから安心だということは言えないんだということを、この調査団も言っていますからね。そういう点で、ぜひとも放射能問題について、この処分場を持ち入れないじゃなくて、つくらないような方向で、私は町長に再度伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 小口でしたか、たしか100ベクレルというふうに申し上げましたが、私は、ちょっと自然界にあるものを勘違いしてそう発言をしました。これは取り消したいというふうに思っております。

今申したように、私は、処分場に受け入れるものについては小林議員に申したとおりであります。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 私、正式な日時はないんですが、元気アップ・イン・那須塩原ですか、黒磯の会場と西那須野会場でやられて、現在の知事が参加して、そのときに何人かのお母さんたちから、あそこで放射能を除染した土とかそういうのを庭先にみんな堆積してあるんですよ、それを何とかしてもらいたいという声を聞いて、知事がどういう答弁をしたかということを知っています。それは知事は当時、「今、馬頭処分場をつくらうと思っているが、反対があつてなかなかできないんだと、皆さんの協力をよろしくお願いします」という答弁をしているんです。これを聞いても、やっぱり放射能の汚染物が捨てられないという保証はどこにもないと思います。きのう、小林議員も質問していましたけれども、やっぱり県営処

分場なんですね。町営ではないんですね。その点を考えても、今8,000ベクレル以下は国の基準で最終処分場に投棄していいということになっていますんで、やっぱりその辺をしっかりと踏まえていかないと大変なことになると思います。今はそれでなくても、1週間ぐらい前にNHKのラジオでもやっていましたけれども、チェルノブイリに行ったり、福島を往復している科学者がいるんですが、広島でも300ベクレルの放射能が発見されたということを言っています。これは福島のアレだということを言っていますがね。チェルノブイリでも、26年たった今でも、その中で飛び火じゃないですけども、そっちこっちにそういうホットスポットがあらわれたと。それもすぐにじゃなくて何年かたってとか、そういう話があります、現実に。

だから、そういう点でも放射能をより拡散するんじゃなくて、別な方法を考えて、持ち込まない、これが一番だと思うんです。そういう点で、やっぱり産廃処分場をつくらなければそんな心配はないんで、再度それを要望して、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、自衛隊についてであります。自衛隊について町長は何か勘違いしているようで、救援とか何かやっている。それは私も知っています。自衛隊というのは、でも、そういうことじゃないんですね。私は、憲法の前文と憲法9条を読ませていただきます、あえて。

日本国憲法というのは、戦後、二千数百万の犠牲をアジアで払って、国内的にも三百数十万の犠牲を払って、本当に悲惨な戦争だったわけです。その上にできた、本当に将来平和な社会ということでできたのが今の日本国憲法であり、そういう点では世界に誇れる憲法なんです。そういう点で前文を読ませていただきます。

日本国憲法。日本国国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去し

ようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

ということが憲法の前文です。

それと、憲法9条ではどういうことをうたっているかということ、皆さんわかっていると思うんですが、それに反するようなことが、今、選挙が公示になって、選挙前から発言されています。安倍自民党総裁は憲法9条の第2項を変えなきゃということを行っています。そうすれば自衛隊を国防軍にして、戦争する国ということになるんですが、民主党も海外でアメリカと戦争をするようなことを言っています、アメリカと一緒に戦争する。維新の会も、元東京都知事の石原代表が言うように、力で押さえつけるというようなことを平気で言っています。また、原爆をつくるべきだと、持つべきだということも発言しています。非常に危険な状況が国内でも報道されていますが、アジアを初めアメリカでも非常に日本の政治が右寄りになってきているという論評が出ています。そういう点で、やっぱり憲法9条を読ませていただきます。

9条、戦争の放棄ということが書いてあります。

戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認。

第1項は、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項ですが、前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

ということを憲法でうたっているわけですね。自衛隊が福祉とか、そういうのをやっていると言いますが、自衛隊というのは日本の自衛隊ですけれども、実際にはアメリカの指揮下に入っているわけですね。日本とアメリカを結んでいる日米安保条約の第3条には……、要するに、自衛隊はアメリカ軍の指揮のもとに動く、活動するということが書かれているんですね、日米安保条約によって。だから、決して自衛隊は独自に日本の軍隊として動くという

ことじゃないんですね。そういう点から見ても、自衛隊の活動というのは、イラク戦争でもわかるように後方支援でアメリカの軍隊を輸送したわけですね。そういう事実もあります。

だから、そういう点で、決して「福祉まつり」とかそういうことは全く関係ない、自衛隊の本来の姿というのはそうじゃないんだということ。それと憲法上から照らして絶対認められるものじゃないんだということを知っていただきたいというふうに思います。

それと、最後になりますが、憲法の99条なのですが、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うということが書かれています。

公務員たる者、国民ももちろんですが、憲法を守るという観点から言えば、今の自衛隊の問題は、だれが見ても、国際的に見ても軍隊であることは明らかです。そういう点で、「福祉まつり」の当日、戦闘服を着て来たわけですから、そういうことは福祉の観点とは全く相入れないものであって、救済とか、そういう活動を実際やっていることは私も知っていますが、それとは全然別な本質的なものがあるわけですから、そういう状況を踏まえても、町長の考えが変わらないかどうかを伺って、質問を終わりたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 私も、憲法第9条第2項に戦争放棄と交戦権は放棄というふうに多分書かれていると思うんですが、私は、この件については、当事者、国会議員でも総理大臣でもありませんので、この憲法に関する質問については差し控えたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 国会議員、憲法上はそうになっていますけれども、公務員であることは間違いなんですね。国民であることは間違いなんですね。私は押しつけるつもりないですけども、その辺で、戦争に反対ということを町長は答弁していますけれども、本音というのが、そこで明らかになると思うんです。軍隊というのはどういうことをやるものか。過去においても、アジア全体で2,000万の犠牲を払い、そして国内でも三百数十万の犠牲を払って、そして原爆を広島と長崎に落されて日本が敗戦を迎えるわけですが、その苦しみを二度ともうしたくないということで、国会でも十分に論議され、当時、共産党の野坂参三さんだっただけだと思いますが、参議院で質問したわけですね、正義の戦争も認めないのかと。そのとき、当時の吉田総理は何て答えたか。もう戦争はたくさんだから絶対だめだということを言っているわけですね。これは国会の記録を調べてもわかると思います。

そういう点で、平和に対してだれも戦争なんか願ってないですよ。戦争を願っていないけれども、やっぱり戦争をしますと言って戦争はしないんです。過去の日本の歴史がそれを示しています。そういう点では、年輩の方に聞くと、やっぱり戦前の状況と似てきたよと言う方が決して少なくありません。

私も、9条の会で戦争体験記を聞かせてもらっていますが、ほとんどの方が、何か昔と似てきたと、状況が。そういう点で非常に危険を感じると。私たちは感じないんですけれども、本当にそういう年輩の方は敏感にそういうことを感じているようです。

そういう点でも、町のトップの考え方を、私は強制するわけじゃないんですけれども、私が尊敬する、もう亡くなったんですが、京都知事の蜷川虎三さんという方がおっしゃっていたんですが、この方は、やっぱり憲法を国民の生活の中に生かすことが大事なんだということで府民に憲法手帳というのを配ったんですね。私はそれを持っていますが、非常にそういう点で、京都の人たちは多くの方が日本の国の状況が憲法違反であり、また憲法が生かされている面と生かされていない面がよくわかる、そういうあれがあります。

そういう点で、町長の姿勢を最後に聞いて、この質問を終わりたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 日本国憲法は素晴らしい憲法だと私は思っております。しかしながら、恐らく憲法第9条のことを言っているんだらうというふうに思いますが、私は私なりに考えは持っておりますけれども、やはりこれはご承知のように国会でもいろんな議論が今なされているところでありまして、これは答弁を差し控えたいというふうに思っております。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） わかりました。

では、次に移ります。

最後の就学援助制度についてなんですが、きょうの答弁で教育長から答弁がありました。具体的に当町では何人ぐらいが対象になって、どんな家庭が具体的に対象になっているのか。また、それを受けるためにはどういう手続が必要なのかを教えていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） まず、認定者なんですが、小学校で言いますと、認定者48名、そのうち要保護者、生活保護者については1名、中学生については51名認定しております。

して、そのうちの5人が生活保護の該当者ということです。世帯で言いますと82世帯の方が該当しております。

支給要件が要綱のほうに定められておりまして、7項目ほどあります。その中で児童扶養手当を受給している者ということで、ほとんどが、9割方母子家庭というか、一人親の世帯が該当となっているのが現状です。

また、支給手続なんですけど、学校のほうに申請をしていただきまして、学校のほうでは民生委員とかの意見をいただいて、教育委員会のほうにその書類が上がってきますので、所得要件とかいろんな支給要件に該当するかどうか確認をして認定するという形になっております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） これも本来なら国が全面的に出さなきゃならないことですが、小泉改革の三位一体改革の中で半額に減ったり、削減されたということで、町の財政も非常に大変だと思っております。そういう中で、今非常にありがたい制度だと思います。ぜひ大いに大変な中でも拡充していただいてやっていただきたいと思いますが、申請して支給を受けますね、そしてお金というか、その支払いはどんなふうに行われているのでしょうか。全国的にちょっと問題があるみたいなんですけど、支払い方で子供のいじめにもなっているという例もあるんで、その辺を具体的にお聞きしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 受給に際しては、学校長が委任を受けておりますので、学校長が委任というか、受領する形になっておりまして、町のほうでは、先ほど教育長が申し上げたように、給食費と就学旅行費ということですので、そちらの費用については直接本人に渡すことはなく、学校給食費だったら給食センターのほうにという形で支給されているのが現状です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

2番（益子輝夫君） 本当に今子育てが大変な中で、町も厳しい財政の中からやっていることだと思います。でも、それは非常に助かることなんですけど、残念ながら、私自身もですが、私も調べて初めてわかったんですけど、子供さんを持つ親の人たちの話を聞いてもほとんど知

らないんですね。だからそういう点では、何とかもう少し広くわかるように知らせる、こういう制度がありますということは何らかの方法で、やっぱり子供さんを持つ家庭には特に知らせていただきたいと。私が当たった何件かのうちではほとんど知らなかったと。そういう制度があるならありがたいというふうに答えていた親があるので、その辺を教育長、再度検討していただきたいというふうに思いますが。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 今まで現場におりまして、そういう話は余り聞きませんでしたけれども、大体、保護者みずから学校へお見えになって、結構情報等はお互い共有しているようで、大体一人親家庭の場合は学校へまっすぐお見えになります。それで、今課長のほうから話しましたように、民生委員さんにつないで、民生委員さんの意見を付してもらって、今、要綱に合うように検討して支給をするということに。

今後、そういう方がいらっしゃいましたら、できるだけ啓発活動をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） 非常に親御さんにとっては助かることなので。ただ、学校へ来てくれるかとか、民生委員のところへ行くというのは非常に勇気が要ることみたいです。まして片親だったりすると、いろいろ周りの目もかなり気にするんです。だから、地域によっては入学式とか、そういうときに申し込み用紙を配っちゃうという学校もあるみたいですが、そういう点でいろいろ考えられると思うんですが、ただやっぱり子供のいじめなんかにもなりかねないと、やり方によっては。だから、そういう点で非常に気を使っているようですが、問題はやり方だと思うんですが、まだまだ、生活保護も同じなんですが、受けたいけれどもそれを言い出せないという人は結構います。そういう点で、もう少し受け入れ方を考えたらどうかなと思うんですが、町長は何か考えることがあったらお願いします。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 今質問がありましたけれども、結構今、こういう時代ですので、そういう保護者の方は大勢いるかと思えます。受けたくても、今どうも言い出せないという保護者の方もいるかと思えますので難しいところで、先ほど話しましたように100名近い子供たちがいるわけですね、そうすると子供同士では、先ほど出ましたように、いじめまでに

はいいてはないかと思えますけれども、やっぱり引け目を感じているという親あるいは子供たちもいると思えますんで、この辺のところ、気軽にというわけにもなかなかいかないでしょうけれども、難しいところだと思えますけれども、できるだけ困っている保護者の人たちの意見を吸い上げていきたいなと思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

〔 2 番 益子輝夫君登壇 〕

2 番（益子輝夫君） ぜひその辺のところ、今までも気は使っていただいていると思うんですが、より以上に、必要以上なくらい気を使わないと、特に片親という人が結構いるみたいなんで、またそういう人がふえていると、シングルマザーですか。そういう人たちがふえていると、なかなか行く機会もないと。それと仕事のかけ持ちをやっている人もかなりいるんですよ。そういう点では、なかなか行く時間もないということをおっしゃっている人もいます。だからそういう点でもっともっと、それにはやっぱり現場の人たちをもちろん含めて地域の理解も必要だというふうに思いますが、大変でもその辺を、より気安くというのはおかしいかもしれないけれども、行きやすいような環境をつくっていただきたいというふうに思います。

4 点にわたって質問しましたが、以上で私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鈴木和江君） 2 番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

議長（鈴木和江君） 再開します。

福 島 泰 夫 君

議長（鈴木和江君） 9番、福島泰夫君の質問を許可いたします。

福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） おはようございます。9番、福島泰夫でございます。

先ほどの格調高い質問の後でまことに恐縮に存じますが、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

2つありますが、まず第1点目、農産物加工所の今後についてと題しまして。

現在、JAなす南小川支店に隣接する那珂川町小川農産物加工施設、通称、加工場と申しますが、これは平成3年度に旧小川町時代に建設された施設で、那珂川町に引き継がれた町の施設でございます。建設以来20年が経過し、建物、機械、器具等もかなり老朽化しております。しかし、いまだに冬の間のみそ加工シーズンには利用者が絶えないので、存続させていただきたいと考えております。

また、利用者からは機械器具の補修、更新をしてほしいという声がよく聞かれます。しかし、第2次那珂川町行財政推進計画の中では、24年度を目標に廃止・譲渡すべきとの方向性が示されております。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1つ目は、行財政計画の中での進捗状況はどのようになっているかお伺いいたします。

2つ目は、本年もかなりの利用予約があると聞いておりますが、老朽化した機械器具の把握と、それらの更新あるいは修繕はするのかお伺いをいたします。

3つ目は、同じ敷地内にある那珂川町農業構造改善センター、これは平成4年度の建設であります。これも同じように廃止・譲渡の方針でございます。その進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、大きな2つ目でございます。

東野バス西那須野線について。

那珂川町では公共交通網の整備については振興計画の中で、コミュニティバスを廃止し、交通弱者の足を確保するためデマンドタクシーを運行しております。また、JRバスの常野線の廃止に伴い、那須烏山市と連携し、コミュニティバスを活用し、代替路線バスを運行しております。また、関係機関や民営バス会社に働きかけ、現在運行されている県内主要都市鉄道駅と本町を結ぶバス路線の維持を図ると記されております。来年の春から東野バス馬頭

西那須野線が大田原市の配慮で那珂川町町民にとって非常に利便性が高まると期待されております。

また、大田原日赤病院の移転に伴い、大田原市営バスのダイヤが一部変更になったと聞いております。現在、県北地区に通う多くの高校生が市営バスの湯津上線を利用していますが、通学、通院等での乗り継ぎ等の利便性を図るため、当町でもこれらの周知に力を入れるべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木和江君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私からは、1項目めの農産物加工所の今後についてお答えをしたいと思います。

農産物処理施設については、みそやジャム、漬物など地元の農産物を利用し加工品をつくることを目的としまして、平成3年度に建設をされました。施設の管理については、那須南農業協同組合に委託しているところであります。現在この施設では、みそ加工のほか、イチゴジャム、赤飯づくりに利用されております。利用者は年間約160名と、かなりの頻度で利用されております。

1点目の那珂川町行財政改革推進計画の中での進捗状況ですが、計画では現在、委託先である那須南農業協同組合に譲渡すべきとなっておりますが、譲渡先の事情もあり、現時点では委託契約のままとなっております。

2点目の施設の老朽化した器具の把握と修繕についての質問ですが、施設は建設以来20年以上経過をしており、建物、設備とも老朽化が進んでおりまして、修繕・更新が必要な状況となっていることは、町としても十分把握をしております。みそ加工についても、利用者に不便を来さないよう、修繕・更新をいたします。本定例会に上程します一般会計補正予算でその修繕費の費用を計上いたしました。

3点目の農業構造改善センターの譲渡方針の進捗状況の質問ですが、この施設は農業に関する会議や研修をすることを目的に、平成4年度に建設されたものです。現在では農協の各部会の会合や地元行事などに利用されております。那珂川町行財政改革推進計画では、農産物処理加工施設と同様に、なす南農業協同組合に譲渡するとしていますが、現在まで合意はなされていません。今後、引き続き譲渡の方向で、なす南農業協同組合と調整してまいりたいと考えております。

2項目めの質問につきましては担当課長から答弁をさせます。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、2項目めの東野バス西那須野線の質問にお答えいたします。

東野交通の西那須野駅までを運行しているバスについてであります。大田原市では市営バスと東野バスの路線競合区間を再編することとし、重複している市営バス湯津上線の運行を平成25年3月末で廃止することになっております。また、大田原市内を運行する東野交通の運賃については市営バスと同じ運賃設定で、上限を200円とする予定になっております。

このことから、那珂川町内の運賃についても協議を進めてまいりました。その結果、東野交通路線が重複する区間は従来の運賃として、重複しない区間、小川仲町から西那須野駅までの区間は大田原市内と同じ上限200円とすることで準備を進めております。

また、大田原市営バス的那須赤十字病院行きの路線導入によりまして、バス路線運行ダイヤの変更がありましたので、認可申請の状況等を勘案し、運行路線や運賃などについて町広報紙またケーブルテレビ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

加工場についてでございますが、加工場は行財政推進計画の中で24年度を目標になす南農協に譲渡、このような方針であると伺いました。それで、町と農協がその譲渡に当たっている会合を重ねて協議をしてきたかと思えます。

それで、先ほどの町長の答弁では、相手方の事情により、なかなかいまだに解決に至っていない、そのような答弁でしたが、相手方の事情というのは協議の中でどのような事情が出たか、お伺いしたいと思えます。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） お答えします。

加工場につきましては、土地のほうは農協のほうで借りているというような事情もございます。また、加工場を農協のほうで引き受けた場合、その利益のほうが出ないというような事情の内容でございます。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔 9 番 福島泰夫君登壇 〕

9 番（福島泰夫君） 土地の問題があるということは、あの土地は農協が第三者からお借りして、そこに町の施設を建設した、そういう複雑な事情だということは私も存じ上げております。ですから、譲渡先としては、町としては農協以外に考えられない、このような事情も理解いたしております。

相手方の事情、農協がこの加工場を受けた場合、利益が出ない。農協の事情としてはわからなくもないわけですが、合併して那珂川町に引き継がれたときよりは利用者の利用料金は若干上がっていると伺っております。ただ、その利用料金は本当にガス代とか、いわゆる消耗品の使用料、そういう形だと伺っておりますので、当然、維持管理の経費も出ない、赤字だというのはわかります。そこを、町であっても、すべての事業を黒字、赤字で計算したら、町ができる事業はほとんどないと思います。それと同じように、農協も経済団体ではありますが、住民の福利厚生あるいは利便性を図るのも協同組合の一つの使命かと考えております。

そういう中で、町と農協とこれからどのような形で協議を持っていくのか、その辺をお伺いいたしたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） ご質問にお答えします。

引き続きこの加工場につきましては、地域の方がみそ、ジャム等の加工に利用されております、150人もの方が。そういう中で、町としましても農協と引き続きこの協議については進めていきたいと思っております。その中で協議が成立するまでは、当然町の施設でございますから、町のほうでその施設の器具等の管理は行うということで進めたいと考えております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔 9 番 福島泰夫君登壇 〕

9 番（福島泰夫君） ただいま課長のほうから、協議が成立するまでは町のほうで見るという答弁でございます。これは推進計画では24年度を目標に廃止・譲渡であるが、協議が成立するまでは町が町の施設として責任を持って面倒見る、そのようなご答弁だと思います。

そして、先ほど来町長からの答弁にもありましたように、あの施設は160名の方が使っている、その使っている内容はみそが大半で、そこにジャムとか赤飯とかが若干入っているという、そういうお話でございます。その160名の中で大半がみそをつくっている方、これが農協の管理の日記によりますと211斗、これは多分お米の量が211斗だと思うんです。この

1斗のお米と10キロの大豆からできるみそというのが大体四十数キロできると伺っております。つまり、211斗、約10トンのみそができる、つくっているということになります。10トンと申しますのは、スーパーで売っている1キログラムの個包装のみそですと多分1万袋、このような量になるかと思えます。これがすべてつくった方の自家消費に回っているばかりでなく、遠方にいる親戚とか、友達とか、そういうところにもあげて、いろんな宅配とか人的交流の中で交流人口の増加にもつながっていると考えております。

設立当初は、農産物を加工して販売し、農家の主婦の収入増加あるいは女性起業家の育成というのが目的であったのではないかと思います。ただ、昨今は販売目的で加工する方は独自に加工場を建てたり、あるいはグループで加工場を持って、自分のブランドで販売している、そういう方がふえておまして、この施設の所期の目的というのは達成されたんではないかと思っております。

しかし、現在、健康食品ブームで、塩分を控えたり、それからこだわりの塩を使ってみそをつくる。そしてグループのコミュニケーションを図る。不特定のグループが使える今では貴重な加工場だと思います。先ほどの答弁のように、これを協議が成立するまで、成立してからも町と同じ考えで農協にはやっていただきたいと思いますが、これを続けていただきたいと思えます。

そして、課長の答弁では、これは農協以外には譲渡先は考えていない、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 町の設置条例にも公共的団体ということをやうたわれておりますので、現実的に、農協以外はちょっと今の時点では考えられません。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 加工場につきましては理解いたしました。今後とも老朽化した機械、器具あるいは建物等の把握を十分していただきまして、利用者の利便性を図っていただきたいと思えます。

次に、同じ敷地内にある農業構造改善センター、これについては今後のお考えをお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） この改善センターにつきましても加工場と同じく、先ほど町

長答弁したように合意が得られてないということでございますので、加工場同様、合意を得られるまでの間については、町のほうで責任持って管理していきたいと考えております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔 9 番 福島泰夫君登壇 〕

9 番（福島泰夫君） 1 点目の加工場関係については、ほぼ私の希望どおりの答弁でございました。ありがとうございます。

続きまして、2 点目の東野バス西那須野線についてでございます。

ただいま総務課長のほうから、この P R を許可申請を考えてやるということでございますが、この点につきましては非常にありがたいことでありまして、大田原市でも地域公共交通総合連携計画、こういう計画の中で湯津上線を需要が高く幹線的な機能を有する路線の一つとしてとらえております。これを交通軸として、4 つ交通軸がありますが、その一つで定時性、それから速達性、その強化を図ると明記しております。

現在の湯津上線では、佐良土西那須野間が約 1 時間かかります。東野バスですと 35 分です。料金は、市営バスが 200 円に対して東野バスですと八百数十円かかります。これらのいいところ取り、つまり料金は安いほう、時間は早いほう、このいいところ取りをして、さらに 200 円の区間を東野バスの馬頭宇都宮線と重複しない小川仲町まで延長されるわけでございます。これは大田原市、那珂川町、それから東野交通の間で長年にわたる協議の賜物と考え、大きく評価をするところでございます。

町でも許可申請に合わせて P R するというところでございますが、このようになった現在と、来年の 3 月から変わるその違い、利便性、こういうものを合わせて P R すべきかと考えておりますが、その点はいかがでございましょう。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 先ほど答弁した中でも、これから許可申請がなされます。それを見据えまして、できれば年初から P R、啓発をしたいと思っております。それには基本的には従来の路線の時刻表は継続される予定であります。そのほか大田原市内の乗り継ぎの関係もあります。特に日赤線が新たに運行されたということもありますので、病院に行く方を中心に何らかの啓発はしたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔 9 番 福島泰夫君登壇 〕

9 番（福島泰夫君） 日赤線というお話が出ましたが、高校生につきましては、その西那須

野線一本で行ける高校が大半、多分全部だと思いましたが、日赤病院へは乗り継がないといけ
ないということで、私がずっと路線を見ましたところ、大田原女子高のちょっと手前の保健
センターの前、あるいは旧日赤病院の入り口、それから市役所の入り口、このあたりが両方
の路線が走る区間だと思います。ただ、交差点付近というのは上り下りでも停留所が離れて
いますし、また交差する路線ですと徒歩で移動しなければならない距離というのが結構長く
なる場所もあると思います。

このようなことを想定して、また交通弱者といいますが、バスで病院に行く方、こういう
方は若干体の不自由な方とかございます。それで、一番楽な乗り継ぎ場所の情報提供あるい
は現在の停留所の変更、こういうのを大田原市のほうへ申し入れや、このような協議をする
ことも必要かと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） やはり利便性ということが重要になってきます。今議員おっしゃ
られましたように、日赤に行く場合には乗り継ぎをしなければなりません。そういうことで
おおむね2カ所がポイントになるろうかと思います。まずは、この路線を充実をさせていくと
いうことで、この交渉段階でも、ぜひ西那須野線についても日赤を通れるような手法もどう
かという要望はしております。ただ、これは相手方の関係もありますので、これは粘り強く
継続して要望していきたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 日赤を通れるよう要望するんだと、速達性の面から考えますと西那須
野駅に到着するのが五、六分おくれるんではないか、そのようなことも考えられます。ただ、
それも那珂川町町民にとっては非常にありがたい方向性だと思います。ぜひとも続けてやっ
ていただきたいと思います。

そして、日赤病院の独自の調査では、バス利用の方、それから自家用車で来る方、それか
らだれかに乗せてきていただく方、そういう調査をしたところ、だれかに乗せてきてもら
う人、こういう方はいわゆる潜在的なバス利用に変わる人、こういうふうにとらえておりま
すんで、私どもの町からも、もしあちらへ行くときはバス利用を啓発してくださるようお願い
したいと思います。

そして、私らも交通弱者の予備軍ではありますが、日赤病院に行きますと非常に大きい駐車
場があります。那珂川町のなかちゃんのゆるキャラも駐車場に飾ってあったりもします。た

だ、駐車場に入れるのに非常に苦労している方、あるいは進行方向の矢印と逆走している方等、結構たくさん見受けられます。こういう方がいずれ公共交通機関の利用者にいずれなつてこようかと思ひます。少なからず那珂川町でもその路線に対しまして財政負担をするかと思ひます。ですから、一人でも多くの利用者があるように啓発をお願いしたいと思つておるところであります。

また、話はちょっと変わりますが、コミュニティバスを利用して運行しています馬頭烏山線ですが、これは烏山駅のJR烏山線、このダイヤとこのバスが連動しているかと思ひます。私も、バス路線の料金設定、これなかなかわからなかったんですが、今回の問題で東野バスが重複する部分、これは料金を違えるわけにいかないんで高いんだよと、そういうお話で理解をいたしました。烏山線は日本初の蓄電式の電車が平成24年度に導入されると伺っております。注目されている路線で、公共交通機関だけを使いますと割と安く首都圏に行ける路線でございます。これもあわせてコミュニティバスの利用増進のPRをすべきかと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 冒頭に福島議員もご指摘されましたように、那珂川町からの基軸路線、これは東野の宇都宮線、それから西那須野線、それからただいま質問ありましたコミュニティバスの馬頭烏山線、これは町の交通網の主軸として守っていかなければならないと思っております。この運行ダイヤもほぼJR線と合わせた形になっております。若干30分ほどお待ちいただく便もあろうかと思ひます。さらに利用しやすい形、それから特に高校生が多いもんですから、登下校に配慮した路線にさらに進めていかなければならないと思っております。状況を勘案しながら改善を図っていきたくと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

〔9番 福島泰夫君登壇〕

9番（福島泰夫君） 町のほうはこういう公共交通機関すべてPRするというところでございますが、1人でも多くの町民がこのような交通機関を理解してもらえ、あるいは知っていただけるよう、こういうPRが必要だと思ひますので、その辺を考えて、大田原市でも市営バスマップとかもあります、そういうのもあちらからいただいて、ここの町民にも啓発活動に役立てていただきたいと思います。今後の高齢化社会を迎えまして、公共交通機関、非常に重要になってくると思ひますので、そちらのほうでも啓発活動あるいは独自のそのような公共交通機関をつくられてもいいと思ひます。

デマンドタクシーのように町内完結型、これだけでは利用増につながりませんので、そちらもあわせて考えてくださるようお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

議長（鈴木和江君） 9番、福島泰夫君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了とします。

散会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時37分